

○ 鈴鹿工業高等専門学校運営規則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規則 第 2 号
最終改正令和 7 年 10 月 1 日

鈴鹿工業高等専門学校運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営会議)

第 2 条 本校に、本校の教育研究及び管理運営に関する重要事項を審議し、もって本校の円滑な運営を図るため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 学科長及び教養教育科長
- (5) 事務部長
- (6) 課長

3 運営会議が必要と認めたときは、議事に関連する教職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 運営会議は、校長が主宰し、原則として毎月 1 回開催するものとする。ただし、必要ある場合は、臨時に開催することができる。

5 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(運営諮問会議)

第 2 条の 2 本校に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(室の設置)

第 2 条の 3 本校に、本校における特定業務について企画立案し、及び実施する組織として次の各号に掲げる室を置く。なお、各号に掲げる室には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) リスク管理室
- (2) 教学 IR 室
- (3) 学生支援室
- (4) 広報室
- (5) 男女共同参画室
- (6) 国際交流室

(7) 入試対策室

- 2 前項各号に掲げる室は、本校教職員の兼務者をもって組織する。
- 3 第1項に掲げる室は、本校の組織運営を円滑とするため第4条に掲げる委員会と連携して業務を行うものとする。
- 4 室及び担当の業務に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(対策本部及び対策等委員会)

第3条 校長は、本校において発生する緊急かつ不測の事象（以下「危機事象」という。）を速やかに対処するため、危機事象に応じて対策本部を設置することができる。

- 2 対策本部に関し必要な事項は、校長が別に定める。
- 3 校長は、対策本部の設置に至る前に、危機事象に対する初動対応又は未然防止のため必要と判断した場合は、その対策又は調査を行う委員会を組織し、指揮するものとする。
- 4 前項に規定する委員会の名称、任務及び構成は、その都度、校長が決定し、当該委員会の庶務は原則として事務部長が処理する。

(委員会)

第4条 本校に、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置き、校長が委員長となる。委員会の任務、組織及び庶務担当は、別表第1のとおりとする。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) 教員選考委員会
- (2) キャンパス整備・マネジメント委員会
- (3) 入学試験委員会
- (4) 情報セキュリティ管理委員会
- (5) いじめ防止等対策委員会
- (6) 安全保障輸出管理委員会
- (7) 総合安全管理委員会

- 2 前項に規定するもののほか、校長の諮問に応じ本校の運営に関する事項を審議するため、校長が指名した教職員が主宰する委員会として次の各号に掲げる委員会を置き、その任務、組織、委員長及び庶務担当は、別表第2のとおりとする。なお、各号に掲げる委員会には本校運営体制図にあわせて、付随する業務を行うための担当を置くことができる。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 自己点検評価・改善委員会
- (3) 教務委員会
- (4) 学生委員会
- (5) 寮務委員会
- (6) 研究推進委員会
- (7) 情報委員会
- (8) 図書・文化委員会
- (9) 安全衛生委員会
- (10) ハラスメント防止等対策委員会

- (11) 進路支援委員会
- (12) 全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委員会
- (13) 支援検討委員会

- 3 前項に掲げる教務委員会、学生委員会、寮務委員会及び総務企画委員会にあつては、年度の初めに、当該年度における運営の方針を校長に報告するとともに、教職員に周知しなければならない。
- 4 第2項に掲げる委員会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容（当該委員会が設置する分科会及び部会における審議内容を含む。）を当該年度の末までに取りまとめ、校長に報告しなければならない。
- 5 第1項及び第2項に掲げる委員会に、必要に応じ委員長の職務を助ける副委員長を置くことができる。
- 6 副委員長は、校長が指名するものとする。
- 7 委員会及び担当の業務に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（任期）

第5条 第4条に規定する委員会における委員（役職による委員を除く。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、当該年度の末日とする。
- 3 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の出席）

第6条 第4条に規定する委員会が必要であると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（分科会）

第7条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について調査検討し、審議するため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会において決定した事項については、当該分科会を設置する委員会（以下「設置委員会」といい、第8条において準用する。）において決定されたものとみなす。
- 3 分科会において審議又は決定した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するものとする。
- 4 分科会は、少なくとも年度内に1回は開催し、その審議内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。
- 5 分科会の任務、組織及び分科会長等は、校長が別に定める。

（部会）

第8条 第4条に規定する委員会に、委員長が指示する専門的事項について課題等を整理し、当該委員会の決定した事項を実施するため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会において整理及び実施した事項は、その都度、設置委員会の委員長に報告するとともに、その活動内容を当該年度の末までに取りまとめ、設置委員会に報告しなければならない。
- 3 複数の部会にまたがる専門的事項を調整し、その整理に当たる場合には、設置委員会の委員長の指示により関係する部会を合同で開催することができる。
- 4 部会の任務、組織及び部会長等は、設置委員会の議を経て校長が別に定めるものとする。

(推進会議又は主事補会議等)

第9条 第4条に規定する委員会に、その審議を円滑に進めるため、必要に応じ推進会議又は主事補会議、協力会議、ワーキンググループを置くことができる。

2 推進会議、主事補会議、協力会議、ワーキンググループは、設置委員会の議を経て校長が別に定めるものとし、ワーキンググループについては、任務終了後は解散するものとする。

(審議事項の報告)

第10条 第4条に規定する委員会で審議された事項については、必要に応じ運営会議に報告するものとする。

(教職員会議)

第11条 本校に、校長、副校長又は校長補佐が必要と認める事項について教職員に周知し、又は意見交換を行うため、教職員会議を置く。

2 教職員会議は、校長、教職員（事務職員にあつては係長相当以上の者、技術職員にあつては技術専門職員以上の者）をもって組織する。

3 教職員会議は、校長が主宰し、原則として4月、5月、7月、10月、12月及び2月の年6回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 教職員会議に司会者を置き、学科長又は教養教育科長のうちから選出された者をもって充てる。

5 教職員会議の庶務は、総務課で処理する。

(雑則)

第12条 この規則の取扱いについて疑義が生じた場合は、その都度、校長が決定するところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際の委員会委員（役職による委員を除く。）の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、任期の終期は平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行し、平成 23 年 5 月 31 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 8 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 14 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 11 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則入試対策室

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 10 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条第1項関係)

委員会の名称	任 務	組 織	庶務担当
教員選考委員会	教員の採用及び昇任に関する事項を審議する。	(1) 校長 (2) 副校長 (3) 主事及び専攻科長 (4) その他校長が必要と認めた者	総務課
キャンパス整備・マネジメント委員会	本校の施設・インフラに関するハード整備と環境・交通等を含めたマネジメント等のソフト施策に関する事項を審議する。	(1) 校長 (2) 副校長 (3) 主事及び専攻科長 (4) 学科長及び教養教育科長 (5) 事務部長 (6) 課長	総務課
入学試験委員会	入学者選抜に関する事項を審議する。	(1) 校長 (2) 副校長 (3) 主事及び専攻科長 (4) 学科長及び教養教育科長 (5) 入試対策室長 (6) 入試広報担当長 (7) 事務部長	学生課
情報セキュリティ管理委員会	独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則(機構規則第98号)第20条第2項及び鈴鹿工業高等専門学校情報公開取扱要項第3条に規定する事項を審議する。	(1) 情報セキュリティ責任者(校長) (2) 情報セキュリティ副責任者(副校長及び事務部長) (3) 情報セキュリティ推進責任者 (4) 情報セキュリティ管理者(専攻科長、学科長、教養教育科長、課長及び教育研究支援センター技術長) (5) 情報処理センター長 (6) その他情報セキュリティ責任者が必要と認めた者	学生課

いじめ防止等対策委員会	学生のいじめに関する事項を審議する。	(1) 校長 (2) 副校長 (3) 教務主事 (4) 学生主事 (5) 寮務主事 (6) 専攻科長 (7) 学生支援室長 (8) 事務部長 (9) 学生課長 (10) 看護師 (11) その他校長が必要と認めた者	学生課
安全保障輸出管理委員会	安全保障輸出管理に関する事項を審議する。	(1) 学校統括責任者（校長） (2) 管理責任者（副校長） (3) 教務主事 (4) 研究主事 (5) 専攻科長 (6) 学科長及び教養教育科長 (7) 国際交流室長 (8) 事務部長 (9) 総務課長 (10) 学生課長 (11) その他校長が必要と認めた者	総務課
総合安全管理委員会	安全衛生・環境保全の包括的な管理に関する事項を審議する。	(1) 校長 (2) 副校長 (3) 事務部長 (4) 各学科及び教養教育科から選出された者 (5) 技術職員 (6) 総務課長 (7) 学生課長 (8) その他校長が必要と認めた者	総務課 学生課

別表第2 (第4条第2項関係)

委員会の名称	任 務	組 織	委員長	庶務担当
総務企画委員会	将来構想、中期目標・中期計画、年度計画、外部評価に係る基本方針の検討及び計画実施並びに運用、組織・運営の基本方針及びその管理、情報公開、法人文書管理などの本校の管理運営に関する事項を審議する。	(1) 副校長 (2) 専攻科長 (3) 学科長及び教養教育科長 (4) 事務部長 (5) 各課長及び各課長補佐 (6) 総務企画係長 (7) その他副校長及び事務部長が必要と認めた者	副校長	総務課
会 自己点検評価・改善委員会	本校の評価の基本方針を検討するとともに、評価の実施に関する事項を審議する。	(1) 副校長 (2) 主事及び専攻科長 (3) 学科長及び教養教育科長 (4) 事務部長 (5) その他校長が必要と認めた者	副校長	総務課
教務委員会	学科及び専攻科の教育計画の立案その他教務に関し、校長から諮問された事項及び専攻科の運営並びに教務主事又は専攻科長が必要と認めた事項を審議する。	(1) 副校長 (2) 主事及び専攻科長 (3) 教務主事補 (4) 学科長及び教養教育科長 (5) 教科責任者 (6) クリエーションセンター長、情報処理センター長、学生支援室長、事務部長並びに教育研究支援センター技術長 (8) 学生課長 (9) その他校長が必要と認めた者	教務主事	学生課

<p>学生委員会</p>	<p>学生の生活（教務委員会及び寮務委員会の所掌に属する事項を除く。）に関し、校長から諮問された事項及び学生主事が必要と認めた事項を審議する。</p>	<p>(1) 副校長 (2) 学生主事、教務主事及び寮務主事 (3) 学生主事補 (4) 学年主任 (5) 専攻科長補佐 (6) 学級担任及び担任補佐 (7) 学生支援室長 (8) 学生課長 (9) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>学生主事</p>	<p>学生課</p>
<p>寮務委員会</p>	<p>寄宿舍生の生活指導及び教育に関し、校長から諮問された事項及び寮務主事が必要と認めた事項を審議する。</p>	<p>(1) 副校長 (2) 寮務主事、教務主事及び学生主事 (3) 寮務主事補 (4) 寮監 (5) 学生課長 (6) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>寮務主事</p>	<p>学生課</p>
<p>研究推進委員会</p>	<p>共同研究等研究活動、地域貢献活動（主として研究活動に限る。）及び産業界等との連携・協力の実施に関し、校長から諮問された事項及び研究主事が必要と認めた事項を審議する。</p>	<p>(1) 研究主事 (2) 副研究主事 (3) 研究主事補 (4) 共同研究推進センター副センター長 (5) 事務部長 (6) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>研究主事</p>	<p>総務課</p>
<p>情報委員会</p>	<p>独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）第22条第2項に規定する事項を行う。</p>	<p>(1) 情報セキュリティ推進責任者 (2) 情報処理センター長 (3) 各学科及び教養教育科から選出された者 (4) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>情報セキュリティ推進責任者</p>	<p>学生課</p>

<p>図書・文化委員会</p>	<p>図書館の運営及び図書館が主催する文化的な事業に関し、校長から諮問された事項及び図書館長が必要と認めた事項を審議する。</p>	<p>(1) 図書館長 (2) 学生課長 (3) 各学科及び教養教育科から選出された者 (4) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>図書館長</p>	<p>学生課</p>
<p>安全衛生委員会</p>	<p>校長の諮問に応じ、次の事項について審議する。 (1) 教職員の健康障害を防止するための基本とするべき対策に関すること。 (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。 (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。 (5) その他校長が必要と認める事項に関すること。</p>	<p>(1) 副校長 (2) 研究主事 (3) 衛生管理者 (4) 産業医 (5) 事務部長 (6) 総務課長 (7) 安全衛生に関し経験を有する者のうちから校長が指名した者 (ただし、(2)から(7)までの委員の半数については、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づく者とする。)</p>	<p>副校長</p>	<p>総務課</p>
<p>ハラスメント防止等対策委員会</p>	<p>(1) ハラスメントを防止し、排除するための広報、啓発活動及び研修の企画並びに実施すること。 (2) ハラスメントに起因する問題に係る対策のうち、特に重要と考えられるものに関すること。 (3) ハラスメントに係る概要の公表に関すること。 (4) その他ハラスメントの防止等に関し、必要と認められる事項。</p>	<p>(1) 副校長 (2) 主事及び専攻科長 (3) 学生支援室長 (4) 総務課長 (5) 教職員の過半数代表者 (6) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>副校長</p>	<p>総務課</p>
<p>進路支援委員会</p>	<p>学生の進路支援に関し、校長から諮問された事項を審議する。</p>	<p>(1) 学科長及び教養教育科長 (2) 専攻科長補佐 (3) その他校長が必要と認めた者</p>	<p>校長が指名した者</p>	<p>学生課</p>

<p>員会 全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委</p>	<p>(1) センターの業務計画並びに機器、設備の管理運営及び連絡調整に関する事。 (2) センターに導入されている設備機器の管理運営及び保守に関する事。 (3) 学内共同利用及び学外共同利用の推進に供すること。 (4) 共同利用者に対し、施設の利用に関する技術的支援及び必要な情報の提供等の支援に供すること。 (5) その他センターの運営に必要な事項。</p>	<p>(1) 研究主事（センター長） (2) 共同研究推進センター長 (3) 共同研究推進センター副センター長 (4) 広報室長 (5) 情報処理センター長 (6) 国際交流室長 (7) 教育研究支援センター長 (8) GEAR5.0 推進担当長 (9) その他センター長（研究主事）が必要と認めた者</p>	<p>研究主事</p>	<p>総務課</p>
<p>支援検討委員会</p>	<p>次の各号に掲げる事項について審議する。 (1) 要支援学生の支援のための基本的事項に関する事。 (2) 要支援学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関する事。 (3) 要支援学生の自立に向けての支援に関する事。 (4) 要支援学生の支援体制構築及び運用に関する事。 (5) その他要支援学生の支援に関し必要と認められる事。</p>	<p>(1) 教務主事 (2) 学生主事 (3) 学生支援室長 (4) 要支援学生が本科生である場合は所属学科長 要支援学生が専攻科生である場合は専攻科長 (5) 要支援学生が本科生である場合は所属学級担任 要支援学生が専攻科生である場合は指導教員 (6) 学生課長 (7) 看護師 (8) その他委員長が必要と認めた者 なお、要支援学生が寮生の場合は寮務主事も加える。</p>	<p>(1) 要支援学生が主として学修支援を希望する場合 教務主事 (2) 要支援学生が主として学生生活の支援を希望する場合 学生主事</p>	<p>学生課</p>